

契約者や受取人で異なる保険金の税額

知らなきや損する

皆さんは、「保険会社からお金（保険金や給付金）をもらうと、税金はどうなるのだろう」と生命保険の税金について考えて加入していますか。

すべての保険金や給付金が税金の対象になるわけではありません。例えば、病気やけがなどによる入院給付金、手術給付金、通院給付金、がん診断給付金、特定疾病給付金、先進医療給付金、介護保険金などは課税されませんが、死亡保険金、満期保険金・解約返戻金、年金保険金などは、課税対象になります。

保険金の税金の種類は、相続税、所得税（一時所得、雑所得）、贈与税です。保険契約の際、契約者（保険料を負担する人）、被保険者（保険の対象者）、受取人（保険金を受け取る人）を誰にするかは自由ですが、保険の種類によって、この3者の違いで保険金の税金は異なり、税額に違いが生じます。

例えば、図のように死亡保険金を一時金でまとめて受け取る終身保険や定期保険では、3者の違いで税金は異なります。ここでは、夫を被保険者として比較してみました。受け取るのは死亡保険金なので、受取人は夫以外です。契約者と被保険者が同じになる場合、夫が積み立てた保険料をもとに受け取る死亡保険金は「相続財産」（正確にはみなし相続財産）となり相続税の課税対象になりますが、受取人が妻や子のように相続人ならこの死亡保険金は、残された家族の生活保障という重要な財

死亡保険金の税金

契約者	被保険者	受取人	税金の種類
夫	夫	相続人（妻・子など）	相続税（非課税扱いあり）
夫	夫	相続人以外の人	相続税（非課税扱いなし）
妻	夫	妻	所得税（一時所得）
妻	夫	子（契約者以外の人）	贈与税

産になるので、「一定金額まで非課税」という特典がつかます。

契約者と受取人が妻の場合、妻が夫を対象に保険料を負担し死亡保険金を受け取れば、妻が積立てた保険料をもとに妻が受取ることになるので「妻の所得」となり、所得税（一時所得）の課税対象になります。

また、契約者・被保険者・受取人がすべて違う場合、受取人は、自分以外の生きている人が積み立てた保険料をもとに死亡保険金を受け取ることになるので「贈与によって受け取った財産」となり、贈与税の課税対象です。

さらに、収入保障保険のように死亡保険金を年金形式で受け取る保険の場合は、契約者と被保険者が同じなら、初年度は相続税（年金受給権に対して）、2年目以降の「年金」は毎年受け取るたびに所得税（雑所得）の課税対象です。税金の種類が違えば税額も異なります。保険契約の際には、保険の税金にも気を配ることが大切です。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン